



GAP 普及ニュース 第18号 (2011.3)

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

発行：出版委員会

GAP 普及ニュース

【巻頭言】

日本農業を如何に復活させるかは重い問題

一般社団法人生産者 GAP 協会

常務理事 石谷孝佑

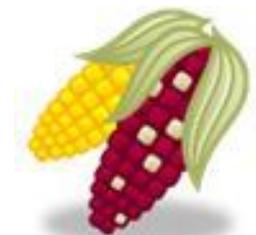
菅総理の提唱で、TPP や FTA に関する論議が盛んになったが、TPP は農業問題だけではなく、労働問題や金融問題など、幅広い問題が俎上に上らなければならないことが少しずつ判ってきた。しかし、農業問題は、日本国民が日々生きていくために必要な食料に直接係る最も重い問題であることには変わりはない。

農業問題で言えば、日本の優れた農産物を輸出することが主に取り上げられているが、我々が先ず考えねばならないことは、輸入に大きく依存している食の現状を如何に脱却し、日本国内の農業生産を如何に確保し、食料を戦略物資にされない生産体制を如何に構築するかにある。そのためには、知恵のある農業政策の具体的な内容が語られねばならないが、現在の戸別支払いは単なるバラマキに近いものであり、総合的な農業政策にはなっておらず、そこに理念や思想、知恵や工夫が感じられないのは極めて残念であり、これからの日本農業と食糧供給の前途を深く憂慮している。

現在の戸別支払いが単なるバラマキであるため、情熱を持って農業に取り組んでいる専業農家の支援にもならず、まとまりかけていた生産体制を崩壊させ、流通・販売側に単なる価格補填であることを見透かされて、米などの買上げ価格を一律に叩かれ、生産者に補助金の恩恵が行き渡らない可能性が出てきている。

このような中で、世界的には気象災害が深刻化しつつあり、食糧生産そのものが停滞し、増え続ける世界の食糧消費に食糧生産が追いつかず、世界的な食糧備蓄が大きく減少し、食糧価格の高騰を招いている。一方で、日本の耕作放棄地は依然として増え続け、食糧供給の不安は日々大きくなっている。

1970年代にアジアを襲った食糧危機は、新品種・新技術による米・麦の増産による「緑の革命」で救われたが、当時の日本は「食糧鎖国」に近かったため、それ程大きな影響は受けなかった。しかし、現在の食糧価格の高騰は、1970年代の危機的状況から見れば、まだ入り口に差し掛かったところである。図1は、購買力平価（実質価格）で主要穀類の価格を比較してみたものであり、2008年の穀類の上昇はまだ微々たるものであることが判る（伊東正一「新版・米の事典」幸書房 2009）。ここ2～3年で世界的な食糧在庫がなくなれば、どれほどの価格上昇になるのか、想像さえつかない。



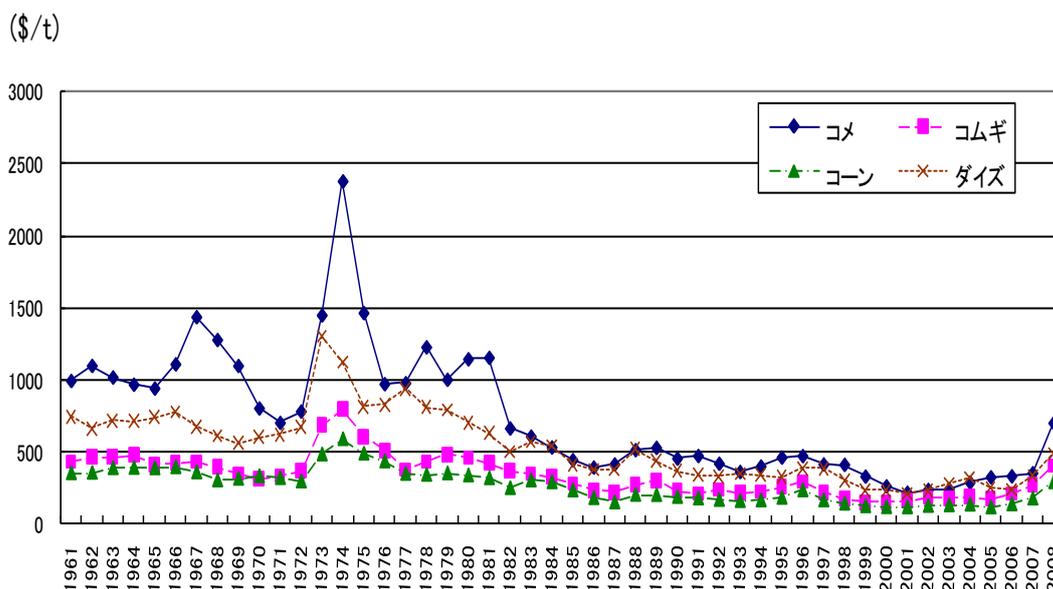


図1 世界における米、小麦、コーン、大豆の価格の推移
(実質価格, 1961年~2008年)

併せて、日本の農業地帯の地下水や河川・湖沼などの水質汚染が進み、飲用に耐えない地下水が増え、農業地帯に虫食い状に発生する耕作放棄地は病害虫の巣になり、森林整備にも十分な手が入らず、日本の農業環境、自然環境は悪化の一途を辿っている。

このような時にこそ、「日本版 GAP 規範」に基づく骨太の「環境保全型農業」を推進し、「環境支払い」を中心に据えた総合的な農業と農山漁村の振興策を展開し、若い人が農業だけで暮らしていける生産体制を構築していく必要がある。そのためには、レアアースで経験したよりも更に深刻になると想像される「食糧の戦略物資化」を招かないように、韓国等に見習い、農業支援を防衛費に順ずる位置付けにすべきであろう。

これまで日本にとってきた農業の保護政策は、関税などで農産物の価格を高く維持し、その高い価格を消費者が負担することで農家の所得を支える仕組みである。主にこのようにして価格をコントロールする「消費者負担型」で行われてきたが、これからは、豊かな自然を守り、景観を保護し、水資源を確保し、農山漁村の暮らしを守りつつ、品質の良い食料を安全に確保するために、国民がこぞって税金で負担する社会を作っていく必要があると考える。また、品質的に優れた農産物の生産を消費者が直接支えていく CSA (Consumer Supported Agriculture) のようなシステムを支援していく必要がある。欧米で盛んな CSA も、オリジナルは日本であることを忘れてはならない。

日本農業、特に食糧生産を支える土地利用型の稲作・麦作・大豆作などは、その生産だけでは食べていけないため、担い手が高齢化し、農業の考え方や技術などの伝承が途絶えるところまで来ている。このような待った無しの状況になっていることを、農政を担う人達は深刻に受け止め、抜本的な対策を講じることを強く要請したい。





第23回 食・農・環境の農業情報ネットワーク全国大会

2011年春期 GAP シンポジウム
『適正農業規範は良い農業への道しるべ』
—「日本適正農業規範 1.0 版」とその活用—

日 時：2011年4月21日(木)～22日(金)
会 場：東京大学弥生講堂（東京大学農学部内）

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会、農業情報学会
共 催：東京大学大学院農学生命科学研究科 生態調和農学機構（予定）、株式会社 AGIC

日本農業の発展のための「日本 GAP 規範」を公開します。
日本 GAP 規範に基づく農場の「GAP 規準」を提案します。

《4月21日》

開 会 主催者挨拶 二宮正士 日本生産者 GAP 協会 常務理事
東京大学教授・生態調和農学機構

基調講演 『適正農業規範は日本農業の道しるべ』
山田正美 日本生産者 GAP 協会理事
規範委員長

- *日本適正農業規範（日本版 Co-GAP）の内容と位置づけ
- *日本生産者 GAP 協会が提案する意味
- *イギリスの GAP の現状に学ぶ

講 演 『「日本 GAP 規範 1.0 版」の役割と期待される効果』
田上隆一 日本生産者 GAP 協会理事長
農業情報学会副会長

- *GAP の規範と規準（日本農業のあるべき姿と現状の評価）
- *GAP の推進（実施基準の作成、推進体制の構築、指導者の養成）
- *GAP の成果（GAP で目指すものと成果の確認）

講 演 『「栃木県 GAP 規範」に基づく新たな GAP 推進』（仮題） 栃木県農政部
高崎 正 経営技術課環境保全型農業担当

- *日本適正農業規範をベースにした県版 GAP 規範の紹介
- *GAP の精度向上運動と「よい農業を実践するための心得」

講 演 『農場評価規準《未定稿》』の作成と農場評価の実際』
田上隆一 日本生産者 GAP 協会理事長

- *農場評価の正しい理解のために
- *チェックリストの正しい使い方
- *日本 GAP 規範に基づく農場評価の実際と教育プログラム
- *評価者の GAP 理解力と現場での洞察力・分析力
- *公平性・透明性を保証する農場認証制度について

総合討論 『日本適正農業規範の活用と地域 GAP 規範の作成』
二宮正士、山田正美、高崎正、田上隆一（司会）

情報交換会 『GAP に取り組む人達の情報交換会』

《4月22日》

記念講演 『食料生産の価値の総合評価』

鈴木宣弘 東京大学大学院
農学生命科学研究科教授

*価格に反映されない農業の価値と農業補助金のあり方

*地域や消費者が動くシステムづくり

講演 ー農場評価のポイントー

『環境保全のための GAP』(仮題)	岡林俊宏	高知県農業振興部 環境農業推進課
『労働安全のための GAP』(仮題)	石川文武	前日本農業機械化協会 調査部長
『食品安全のための GAP』(仮題)	日佐和夫	東京海洋大学教授 海洋科学技術研究科

総合討論 『農場認証のための GAP 規準の活用のある方』

岡林俊宏、石川文武、日佐和夫、田上隆一(司会)

(午後3時半閉会予定)

(教育・広報委員会、シンポジウム事務局)

《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》一連載 第9回一

田上隆一

この連載の第7回で、イギリス最大のチェーンストア「テスコ」の独自 GAP 実施規則である「ネイチャーズ・チョイス」の哲学やその目的について紹介しましたが、今回はその内容に触れて、日本で一般的と考えられている農場認証規準 (Farm Assurance, FA) のチェックリストと比較してみます。

テスコの GAP 実施規則 7 課題のうち、農薬の利用、肥料の利用の実施項目について、その概要を要点だけを以下に列挙します。

【1】農薬の道理にかなった利用

1. 害虫・疫病・雑草に対し、農薬を用いない管理手段を最大限に利用する。
例えば、抵抗力・耐性力のある品種の選択、益虫や他の有益な生物の利用、成長持続可能な輪作作物の選択、適切な栽培法やウイルス予防策の実行などです。
2. 化学農薬の使用には正当な理由が必要です。
最小限の農薬の投与で最大限の効果が得られるように、害虫・疫病・雑草は念入りに、綿密な監視が必要、病虫害発生予察・警戒システムなど利用すること。
3. 登録農薬の選択と資格登録者の指導・助言を受けることが必要です。
(EU では肥料や農薬を使用するためには免許が必要)
4. 農薬の使用は、政府の「農場における農薬の安全使用基準」に従わなければなりません。

- せん。農薬使用前に環境リスク評価を行うことが必要です。
5. 有資格者が「農薬使用指示書」を出すこと。
記載要件は、「作物の配置、農薬の使用区域、使用割合、使用薬剤、タンク混合、水の量、使用目的、日付・署名」
 6. 農薬使用者による使用記録（確認書）が必要です。
記載要件は、「署名、日付、時間、作業者名、天候、指示詳細」
 7. 農薬使用の指図書と確認書は記録保管します。
収穫周期の遵守と、農薬を与えられた作物に残留農薬が残っていないことと、残留基準値を超えていないことを保証（証明）できるものが必要。
 8. 害獣に対しては、定期的な監視や外柵、忌避具等許可された罠を使用すること。
ガスや化学殺鼠剤の使用は避けること。
 9. 農薬の調剤と混合には、健康安全対策、環境汚染最小化対策が必要です。
 10. 農薬の処分（廃棄）は、法令に従って行うこと。
希釈した農薬の余りは処分しない。全ての装置は洗浄し、その排水は「地下水指令」に従って処理すること。農薬容器は再利用せず、安全な区域に保管して、各地方当局の要件や GAP 規範の大気保護規約を遵守して焼却すること。農薬で汚染された衣服・土・砂なども同様に処分する。
 11. 農薬は、GAP 規範「衛生安全委員会事務局の要件」に適合した方法で保管すること。
貯蔵施設に関する要件：農薬の流出に備え、貯蓄が予想される農薬の合計量の 110% を保有できること（環境保護指定区域の場合は 185%）。誤って作業者に農薬がかかったときの対応のために 10 メートル以内に、すぐに利用できる水源があること。建物の外側に建物内に農薬があることを示しておくこと。貯蔵施設に入るのは農薬を扱う資格を持つ作業員だけに制限すること。健康・安全上のリスクがないときのみ粉剤は液剤より上に保管すること。火事や盗難を避けるため、保管物の細かいリストは別の場所に保存すること。再注文の前に保管されている農薬を使い切るようにするため、農薬の在庫を回転させること。個々の農薬混合作業場や農場周辺に農薬が運ばれる場合、濃縮農薬は適切な乗物やトレーラーで運ぶこと。その乗物は適切な警告サインを掲示しておくこと。
 12. 個人用防護装備は農薬から離して保管し、使用済みのものは未使用のものと同じ戸棚に置かないこと。
 13. 農薬散布機の安全保管とメンテナンス
農薬散布機は、農薬およびその他の機械や機器とは離して保管すること。計画的なメンテナンスを行うこと。

【2】肥料の道理にかなった利用

1. 肥料の合理的使用を示した方針の説明書（計画書）が必要です。
2. 肥料の使用は、地方政府が作成した GAP 規範に従うこと。
土壌の肥沃さを維持するとともに環境への影響を最小限にすること。そのために土壌分析を行うこと。保護地域、野生動物の通り道や小川に肥料を使用してはならない。
3. 耕作地への窒素の使用

窒素の使用は作物の必要を考慮し、土壌からの窒素の放出、作物への残留、厩肥などの有機肥料の使用を念頭に置くことが必要。リスクを最小限に抑えるため窒素を与える割合とタイミングを見計らうこと。堆肥を与える場合、前後 12 ヶ月の期間で与えた窒素量が合計 250 kg/ha を超えてはならない（GAP 規範）。連続して作物を作付けする農地や定期的に厩肥などの肥料を与えられている農地では、土壌ミネラル、窒素テストを行うこと。

4. 土壌へのリン酸肥料、カリウムやマグネシウムの適用

正確な土壌サンプルの分析に基づいて行うこと。装置の状態は効率的で正確に散布し、保護地域、野生動物の通り道や小川に肥料を使用してはならない。

5. 堆肥や有機肥料の施用では、含まれる栄養成分に関する十分考慮が必要。

豚や牛のスラリーや鶏糞を適用するタイミングは、法律上の要件に従うこと。堆肥や有機肥料の使用は、水質汚染のリスクを最小化し、GAP 規範を遵守すること。悪臭や許容できない重金属による汚染にも注意が必要。

6. 水耕栽培作物への肥料の施用

緊密なモニタリングと溶液組成の取扱いによって、水耕栽培の敷地から流出する水を最小化すること。栽培溶液の栄養状態を定期的にチェックし、適切な肥料量に調節しておくこと。

7. 肥料の保管

肥料保管倉庫には目印を付け、偶発的な事故のリスクを最小化すること。水路や地下水源から 10 メートル以内に固体肥料を保存しない。固体肥料は覆いをかぶせ、乾いた場所で保管、流出の対策をとる。

8. 肥料の使用の説明と記録

肥料施用の指示書を出せる者は、資格があり FACTS に登録された者のみ。使用された肥料の種類、量、タイミングに関する詳細な記録が必要。

以上のテスコの GAP 実施規則【1】農薬の道理にかなった利用、【2】肥料の道理にかなった利用には、農業現場の実際の活動の中で農業者が行うべき適正行為（Good Practice）について記述されています。そして、その内容は、「環境保全」と「労働安全」を主眼とした GAP 実施規則です。EU 加盟国の農業者が実施すべき最低限のマナーとしての「地方政府が作成した GAP 規範」を前提にしています。

EU でも、スーパーマーケットは、自社の仕入基準として「食品の安全性」にばかり重きを置いているという批判があるものの、契約生産者に要求する上記の GAP 実施規則として明文化されたものは、明らかに環境保全型の GAP 規準です。

【3】食品安全のための農薬・肥料の取扱い

これに比較すると、日本の GAP 規準は、如何に食品安全に偏っているかが判ります。民間の農場認証規準「JGAP 管理点と適合規準青果物 2007」では、「農薬の使用」と「肥料の使用」が「農産物の安全」のために遵守すべき項目として規定されています。同規準では、農業者が遵守すべき行為を、以下の ABCD に分けて規定しています。

A. 農産物の安全（1. 農薬、2. 肥料、3. 土の安全性、4. 水の安全性、5. 種苗の安全性、6. 収穫、7. 農産物取扱い）

B. 環境への配慮（8. 水の保全、9. 土壌の保全、10. 周辺地への配慮、11. ごみの

減少とリサイクル、12. エネルギーの節約、13. 野生動植物の保護)

C. 生産者の安全と福祉 (14. 作業者の安全、15. 従業員の福祉)

D. 農場経営と販売管理 (16. 記録管理、17. 自己審査、18. 販売管理とトレーサビリティ)

「A 食品安全」の項目の説明では、生産者は、農産物の安全性確保のために農薬や化学肥料の使用を減らし、農薬を使用する場合は、残留基準値以下にしなければならないと記述し、重ねて、残留農薬が基準値以下になるよう十分な管理と検査が必要であると、食品安全のみを強調しています。

【4】日本では、GAPの目的が食品安全に矮小化されている

そもそも GAP 概念が登場した背景は、現代農業技術の影の部分、つまり工業的に生産された窒素成分が、農作物が必要とする以上に投与されることで水質汚染などの環境被害を引き起こしていること、また、化学合成農薬の使用により自然環境の循環機能が阻害され、生態系に悪影響を与えていること、などを是正しなければならないということなのです。わずか半世紀の間に人類の生存に深刻な影響を及ぼすこととなった農業由来の環境汚染を削減し、農業環境を回復させることで、人と自然に優しい農業を実現することが GAP の目的なのです。

「JGAP 管理点と適合規準青果物 2007」と「ネイチャーズ・チョイス」との、農場認証のための評価規準 (チェックリスト) の一つ一つを見ると、表現は似ているのですが、その文脈や遵守規準の考え方が大きく異なっています。「ネイチャーズ・チョイス」が、政府が作成した適正農業規範 (GAP 規準) を遵守するための GAP 実施規則であるのに対して、「JGAP 管理点と適合規準青果物 2007」は、農産物の食品としての安全性を確保するために準備した農場認証制度だからです。これらは「似て非なるもの」になっています。今後の GAP 推進では、この違いを確認し、日本農業としてのあるべき姿を目指すことが必要です。

(一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事長)

《イギリス GAP 視察記 その2》

日本生産者 GAP 協会理事 山田正美

大規模穀物農家における査察

前号では、イギリスの大規模穀物生産農家の訪問と、そこでの GAP についての考え方などを報告させていただきました。大規模農家だけあって、直接支払制度の補助金は相当な額になっています。そして補助金を受け取るための環境配慮要件 (クロスコンプライアンス) である「GAP 規準の遵守」は、穀物を生産する上では必須の条件となっているということでした。帰国してからのメールで、農場に来る査察は、表 1 に示したような 4 つがあり、この内の 3 つが公的機関によってなされ、違反したときには補助金の削減や多額の罰金になるそうです。



Phil burrows 氏
HR Philpot & Son Ltd
(Barleylands)

表 1 イギリスの大規模農場における査察の種類

査察団体名	調査項目	調査人数と頻度	違反時の対処	その他
Rural Payment Agency (公的機関)	圃場記録、書類検査(記帳保管、圃場枕地(耕作が水路に近すぎないか))、圃場面積、栽培作物のチェック	通常一人 ランダム	補助金支払いの3%から全額の削減	クロスコンプライアンスである。 嘘を言っていないかをチェック
Environmental Agency (公的機関)	水路の水質や窒素レベルの検査記録、窒素の最大施用計画、養分管理計画、土壤保全レビュー	通常一人 ランダム	多額の罰金	ぬかるんだ圃場でのわだちなどもチェック
Animal Health (公的機関)	家畜の移動、耳票、家畜パスポートの記録のチェック	一人 ランダム	3%から全額の補助金削減	クロスコンプライアンスである。
Farm Assurance (民間機関)複数機関存在、任意参加	全ての記録や施設、ヤード等の検査あるいはチェック	一人 18ヵ月毎 事前連絡あり	認証の取消し	大部分の農場が認証を取得。認証の取消は大手バイヤーへの販売困難を意味する。

Phil Burrows 氏 (HR Philpot and Son Ltd) からの私信を取りまとめたもの

イギリス環境・食料・農村地域省 (DEFRA) の政策と GAP 規範

さて、大規模農場を訪問した翌日も肌寒い曇り空でしたが、この日の午前中は、通訳の方とロンドンの中心部にある DEFRA (日本の農林水産省と環境省に相当する) を訪問しました。驚いたのは、DEFRA の建物が日本の農水省に比べるとまことに小さく、「年代物のビル」といった外観ですが、中に入ると、普通のオフィスビルのように明るく清潔でした。大臣の使う特別のエレベーターに乗って6階の会議室へ行き、3人の GAP 担当者との意見交換をすることができました。

予定は10時30分から1時間半の予定でしたが、話が弾み、12時半頃まで2時間近くに及びました。この2時間の話の全てをまとめるのは容易ではありませんが、私達に対応していただいた3人の発言要旨を私なりにまとめると以下の通りです。



David Cawley 氏
環境・食料・農村地域省
政策評価チーム

農家は GAP を「環境保全農業」と理解しており、補助金を得るためには GAP を守らなければならないという認識があります。

また、GAP はあくまでも農場内の農業のことであり、「食の安全」に関する問題とはあまり認識していません。

「食の安全」に関する問題の大部分は、農産物が GAP を遵守する農場の門を出てからの問題であり、「食の安全」と GAP とは直接結びつかないという認識です。



EU の法律によるクロスコンプライアンス (環境配慮要件) の農家査察は全体の1%以上、また、動物 ID やアニマルウェルフェアに関する査察は5%以上を実施しなければならないことになっています。

イギリスでは農家にクロスコンプライアンスを理解してもらうために、ヘルプラインによる電話相談、ホームページによる紹介

Martin Devine 氏
環境・食料・農村地域省
クロスコンプライアンス担当



Andrew Woodend 氏
環境・食料・農村地域省
農場管理専門家

施設園芸では、農産物がそのまま消費に回ることもあり、園芸農家はスーパーマーケットの農場認証を受けることに力が入っています。

この認証は、スーパーマーケットの系列によって幾つかレベルの違うものがあり、法律上の問題がなければ全て OK です。

農場認証については、消費者に対する民間の取組みなので、政府が介入すべきものとは思っていません。

極東の遠方からわざわざ訪ねてきた私達の質問に対して、対応していただいた3人とも、大変丁寧にわかりやすく答えていただきました。GAP (GAP 規範のこと) と農場認証 (FA: 日本で GAP と言っているもので、GAP の基準文書のこと) の違い、食の安全と GAP、直接支払のクロスコンプライアンスとその農民への普及方法などを勉強することができました。英国は BSE が大問題になって以来、インターネットなどを通して、情報を積極的に公開しており、国民の情報を知る権利に込んでいるそうです。そのような背景があつて、直接支払制度のクロスコンプライアンスとしての環境保全に対する国民の支持が得られているのだろうと感じた次第です。

今回は、欧州の農民組織である NFU (全国農民連合) との意見交換の内容について紹介します。

《スペイン旅行記、その2》

日本生産者 GAP 協会常務理事 石谷孝佑

時々小雨の降るマドリッドを朝10時半に発って、1時間弱で眩しい日差しのアルメリア空港に着きました。途中、白い雪を頂いて輝くシエラネバダ山脈を越えましたが、ここがアルメリア州に恵みの水をもたらす水源地になっています。





写真1 シェアラ・ネバダ（「雪の降る山」という意味）の山々

南米アンデスの西側も広大な乾燥地帯が続き、荒地になっているところが多いのですが、アンデスの雪解け水による伏流水を灌漑にうまく利用すれば、肥沃な台地に甦えることをインカの民は古くから知っていました。アルメリアの園芸地帯の、元の荒地もこれと良く似ています。



写真2 車窓に広がるアルメリアの荒地

空港からバスに乗り、12時にホテルに着き、休む間もなく街の散策に出かけました。スペインの人達は、家庭を大切にするので、日曜日には家で家族と過ごす人が多く、ほとんどのお店は休みになります。街並みは「南欧の」というか、「地中海沿岸の」というか、とても明るい雰囲気です。日本のガイドブックにはアルメリアのことはほとんど書かれていませんので、手探りで散歩です。



写真3 人っ子一人いない日曜日の昼間



写真4 魚の空揚げ

ホテルで貰った地図を頼りに20分も歩くと海外通りに出ました。ほとんどのお店が休業している中、営業しているレストランが一軒あり、選択の余地なくそこに入りました。大柄で陽気なおじさんが、ビール付き1人15ユーロ（約1700円）で「海産物をたくさん食べさせてくれる」と言うのです。ここで、写真にあるような様々な魚をざっと空揚げしたもの、野菜サラダと、黒い色をしたトマトをいただき、ビールで喉を潤しながら、視察団相互の自己紹介をし、これからの調査の抱負を語り合いました。

ここアルメリアは、施設農業の世界では、いろいろな意味で先進地です。同行した高知県の施設農業の研究者は、日本における天敵利用では最先端を行っています。彼らの会話の端々に、両先進地ならではの鋭い観察と専門的な知識による質問が飛びかいました。

初日は、エレヒド市役所の表敬訪問と調査の打合せです。オープンで明るい市役所には、笑顔で迎えてくれる市の幹部達がいました。田上団長は3回目の訪問であり、既に古い友達になっており、大歓迎を受けました。



写真5 南欧の雰囲気のエレヒド市役所



写真6 記念の縦を貰う団長

初日の午後からは、いよいよ現地見学が始まります。

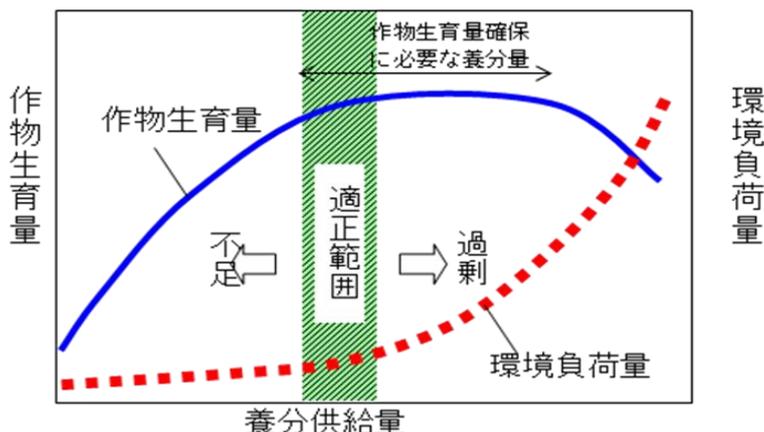
『日本適正農業規範（GAP規範）』の簡単な紹介（第3回）

前回に引き続き、「日本適正農業規範（未定稿）」の第1章の内容を紹介します。

第1章 土壌肥沃度と作物養分管理 養分供給の適正量

必要以上の過剰な養分供給は、土壌中の養分バランスを悪化させ、作物の生産性を落とすだけでなく、河川・湖沼や地下水の環境汚染につながるリスクを著しく高める。このため、目的とする作物生育量を確保するために必要となる

図2 養分供給量の適正範囲のイメージ



養分量の範囲内では、必要最少量を供給することが重要です。

土づくりによる土壌改良

土壌肥沃度を維持するには、有機物の鋤込みなどによる土作りにより、土壌環境が整えられていることが重要です。

第1章2節 土壌肥沃度の維持

土壌 pH の改善

雨の多い日本では酸性になりやすいため、石灰などで適正な範囲に調整

土壌有機物の維持

土壌中の有機物は腐植ともいわれ、養分の保持力を高める、養分が穏やかに供給される、土壌の団粒化を促進し土壌構造を改善する、pHの急激な変化を緩和する等の効果がある。

土壌養分の管理

作物の生産性を維持するには、必要量とする養分が土壌から供給されることが重要。そのためには、土壌分析により土壌の養分状態を把握し、窒素分、リン酸分あるいは塩基類の過剰蓄積やアンバランスな状態にならないようにする。

第1章3節 窒素管理の基本

(その1) 窒素の形態変化

窒素の一般的形態変化

有機物 → 蛋白質 → アミノ酸 → アンモニア態窒素 → 亜硝酸態窒素 → 硝酸態窒素

施用された有機物やもともと土壌中に含まれていた有機物中の窒素成分は、微生物の分解を受け、水田のように酸素不足の嫌気的条件下においては、有機態窒素の無機化はアンモニア態窒素の生成で終了。一方、畑のように好気的条件下では、無機態の窒素であるアンモニア態窒素を一旦生成した後、最終的に硝酸態窒素まで変化する。

第1章3節 窒素管理の基本

(その2) 地下水の硝酸塩濃度

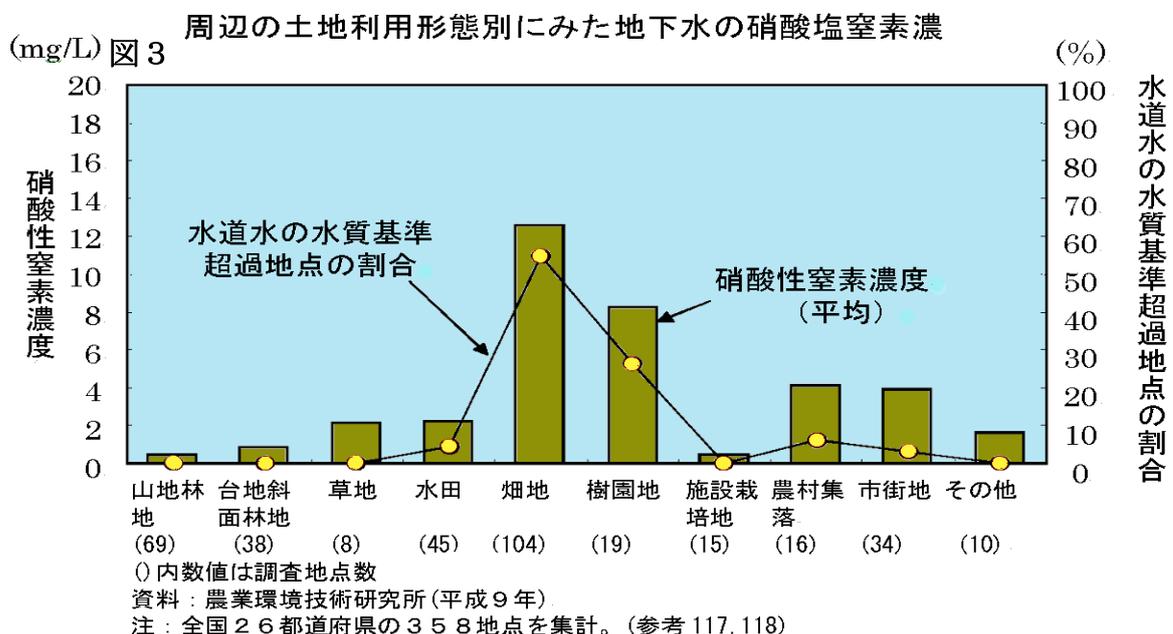
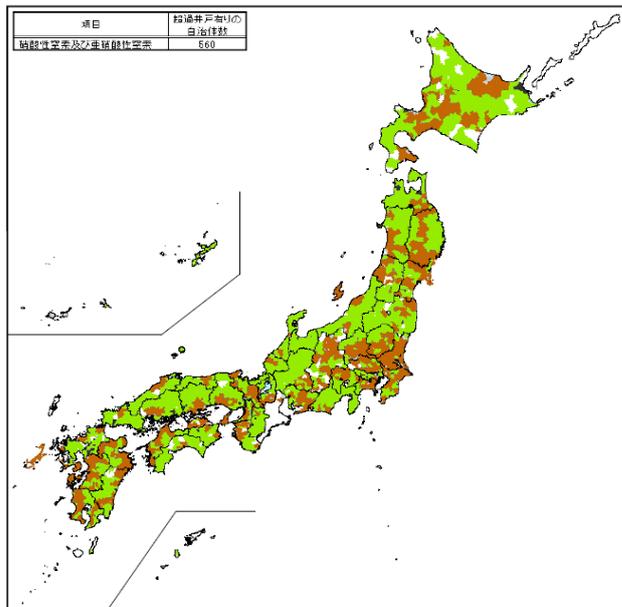


図4 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（硝酸性窒素および亜硝酸性窒素）



資料：平成 20 年度地下水測定結果、
環境省 水・大気環境局（平成 21 年 11 月）

（GAP 規範委員会）

『青果物の品質をどのように守るか』（第7回）

農産物直売所の特質と品質保持上のメリット

農産物流通技術研究会理事 石谷孝佑

農産物、特に軟弱野菜は、流通・販売過程における鮮度低下が激しい。一般に青果物は、収穫から市場を通してスーパーの店頭まで3日間ほどかかる。この間に菌触り・味・香りなどの美味しさや、目に見えないビタミンなどの栄養成分が消耗し、蒸散により水分も減り、「みずみずしさ」という鮮度の低下が起こる。直売所で売られる農産物の中でも、トマトやイチゴ、果物などように、完熟したものを収穫したその日に店頭で並べることができるものがあり、消費者の中には、直売所でこのような採れたての青果物の美味しさに初めて気がつく人もいます。



これまで農協の直売所は、規格に合わないもの、量が少なく荷として纏まらないもの、多少傷のあるものなどが安い値段で売られる場所であった。生産者にも問題があり、ほとんどの生産者は、自分の労働力を賃金に換算したことがなく、自分の生産した農産物に値段を付けたことがない。たくさん収穫した場合には、親戚や近所の人にただであげるなどの癖がついている。

そんな生産者が、直売所では「自分で付けた値段で売れる」、「市場に出荷するより高い値段で売れる」、「自分で作った珍しい農産物でも売れる」ことなどを知った。消費者は、スーパーの農産物より鮮度が良く、品揃えも多く、珍しいものがあり、値段も安いことを知った。近年、直売所が急速に発展してきた背景には、以下のような直売所がもつ本質的なメリットがあったと言えよう。

① 鮮度を重んじる野菜を朝採りしてすぐ店頭に出せば、新鮮で美味しい。

直売所の一番の売れ筋はトマトであるが、採りたての完熟ものが店に出せる。

②採れたてなので鮮度が良く、店で冷蔵する必要がなく、簡易な包装で良い。

③地域の土壌や気候に適した野菜・果物を出店すれば、美味しい商品になる。

近くに産地があり、生産者が輸送・陳列を直接行うので、経費がかからない。

④美味しいと感じたら生産者の名前を覚え、同じ人のものを買うことができる。

⑤地場で採れる旬の野菜・果実が手に入り、試食の可能なところも多い。

⑥作物やその品種・規格に制限がなく、様々な青果物を販売・購入することができる。

⑦販売手数料は販売価格の15~20%と安く、価格もスーパーより安いところが多い。

良く管理された直売所で、農家が自信を持って売る農産物は一級品が多い。直売所のようなメリットが、直売所人気の理由であるが、大きく発展した背景には、以下のような事情もある。

2004年（平成16年）に卸売市場法が改正され、卸売業者の買付け・集荷が自由化され、「委託集荷」から「買付け集荷」にシフトするに伴い、生産者と卸売業者との利害が一致しない場面が増えてきている。一昨年（2009年）の4月からは卸売りの手数料が自由化され、一般の商品と同じように、生産者から安く買えば卸売業者の収入が増える垂直の競争関係が生まれてきた。



昨今のデフレ時代を反映して低価格志向を強める大手スーパーは、商品のプライベートブランド化を加工品のみならず青果物をも対象にするようになり、大手スーパーに荷を納める青果物の買付け業者は、産地の生産者組合などから直接買い付けるケースも多くなってきており、買付け業者と農協が競争関係になる場面が出現している。特に昨今の大手スーパーの低価格路線は、多方面にひずみを生みつつあり、売り手のスーパーが「値頃感」として販売価格を決め、流通経費をとってから産地の買取り価格を決めるという方式では、買取り価格が生産者の生産費を下回る懸念がでてきている。

2009年6月のフードシステム学会では、ある大手スーパーにおけるプライベートブランドのりんご価格が低価格で非常に安定していることが報告され、講演の先生はスーパーの買付け業者による独占禁止法の「優越的地位の濫用」の懸念に触れておられた。食品製造業では大手スーパーの具体的な「優越的地位の濫用」が指摘されており、2009年6月に独占禁止法が改正され、2010年の1月からはその罰則が強化された。青果物流通においても、当然、「独占禁止法」「下請法」を適用しても良い事例が増えているといえる。生産者と流通業者が垂直の競争関係になれば、今までのような委託販売ではなく、直接価格を決めて売買契約をし、商品に対する責任も購入者に移転する欧米方式の売買契約にする必要が出てきているといえよう。

また、スーパーでは、青果物の低価格化により青果物は儲からない商品になりつつあり、スーパー単独で品揃えをするのが難しくなったところでは、一部を農協などに委託をするインショップが行われ、青果物売り場の一部または全部を農協や集荷業者に委託するようなどころも出てきている。

一方、流通業者や外食チェーンなどの産地における直接買付けにより、集荷量・取扱量が減りつつある農協では、直売所のメリットを生かして利益を確保する方向に出てきてい

るともいえよう。ここ数年、農事組合法人や NPO 法人、生産者集団などの様々な組織が農産物直売所を始めており、農協もここに来て直売所に力を入れ始め、巨大直売所が次々と生まれている。

直売所は、特に青果物に鮮度を求める消費者のニーズに合っており、生産者にとっては、自分の作ったものが自由な価格で直接販売できることと、青果物の種類や品種、栽培方法などに対する自分達の工夫が活かされること、品質の良いものを出店すると、消費者から反応が直接返ってくることなどに大きな魅力を感じているようである。

直売所で GAP 認証を受けているところはまだ 2 ヶ所であるが、今後、消費者に支持される直売所も増えていくものと考えられ、環境への配慮、品質・鮮度と安全・安心で売り出す直売所も増えるものと考えられる。

(用語解説-13) 「リスク認識」と「リスク評価」、「リスク管理」

リスクの基本的な考え方は、危害を及ぼす要因であるハザード(危害要因)の大きさと、危害の起こる頻度の積として表わされます(コーデックス)。

GAP(適正農業管理)における危害要因は多岐にわたっています。農業環境・自然環境に対する危害、人・家畜等に対する危害、農産物・食品に対する危害などがあり、それらが複合的に現れる危害もあり、これらの危害要因をリストするだけでも大変ですが、農業において実際に危害が発生する頻度を定量的に捉え、リスクとして認識することは更に簡単ではありません。

農業現場では、環境・人・農産物(食品)のもつ危害要因と危害が発生する要因が非常に複雑であり、「本当にリスク要因があるのか」、「リスクがどの程度大きいのか」、「リスク要因を軽減・除去するためにはどうすれば良いのか」などを再現性良く評価することは大変です。

GAPでは、農業現場にあるリスクをリスクとして捉えられる知識と経験を訓練し、リスクを捉える能力を養う「リスク認識」を最も大切にしています。リスク認識がなければ、リスク要因を見てもリスクとして捉えられず、リスクを見逃し、大きなトラブルにつながりかねません。しかし、残念ながら繰り返し教育・訓練をしないと、見る人によってリスクの捕らえ方が一様ではありません。そこで、当協会では、リスク認識を習得するための地道な教育・訓練システムの構築を目指しています。

私達は、「リスク」、「リスク認識」、「リスク評価」、「リスク管理」を以下のように定義をしています。

①GAPでいう「適正農業に係るリスク」とは、

農業環境や農業行為等に存在する危害要因(ハザード)が、環境・人・農産物(食品)に与える「悪い影響の大きさ」と「危害の発生する確率」の積で表わされる。農業における危害要因は非常に多く、環境に対しては肥料や農薬等、人に対しては農業機械や農薬、



農産物に対しては食品汚染の原因になる中毒細菌や農薬、重金属などがある。このようなリスクを軽減したり、解消したりするための様々な取組みが GAP の実践である。

②リスク認識とは、

農業現場において環境・人・農産物（食品）に対する「リスクがあるかどうか」、「リスクが許容できる範囲か否か」などを判断するために必要な「知識や判断能力」のことを言う。これには、農業由来の環境汚染についての基本的な知識や、食品安全および労働安全についての知識や情報などを持っていることが必要である。農業現場においては、先ず「リスクに気付くこと」が重要であり、ときにはリスク評価の推論過程を経ない直観的な判断も必要である。

③リスク評価とは、

農業現場における環境・人・農産物（食品）に対するリスクの大きさ（危害要因の影響の大きさ × 発生の確率）を評価し、リスク評価の結果に基づいて、そのリスクが許容できるか否かを判断するプロセスのことを言う。なお、適正なリスク評価を行うためには、適正なリスク認識をもつことが必要である。

④リスク管理とは、

リスク評価の結果を踏まえて、全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための方策について技術的な可能性や費用対便益などを検討し、適切な方策を決定し、実施することを言う。農業現場においては、リスクが許容されるレベルを上回った場合に、そのリスクを軽減し回避するための方策について検討し、リスクの「調和作業」などを行う。リスク管理は、このようなリスク評価やリスクの「調和作業」などを行うことによって環境・人・農産物（食品）の安全な状態を実現する一連のプロセスのことである。

農業生産者がリスク管理を行うということは、農場管理のあらゆる場面において、環境、人、農産物（食品）に対するリスク評価を行い、この評価結果に基づいて、必要な安全対策を実施するという事です。その意味で、GAP（適正農業管理）におけるリスク評価は、リスク管理全体のサブプロセスであるといえます。また、リスク評価のことをリスクアセスメントとも言います。

評価者が農業現場で「いつでも同じようにリスク評価ができるようにする」ためには、先ず、①評価基準を明らかにすることが必要です。これには、GAP 規範に基づく「GAP 規」準とその具体的な「GAP 実践ガイド」が必要になります。

また、リスク評価には、②複数の評価者により検討し、「調和作業」を行うことが必要です。このためには、評価者に対する講習と現場における「目揃え」が不可欠であり、その意味でも、GAP 規準による評価の基礎となる「日本 GAP 規範」が判断基準として重要になります。

農業分野における「リスク分析」という言葉は、一般に土壌分析、水質分析や、農薬分析などにより危害要因がどの程度あるのかを定量的に知るために行われる「化学分析」や「物理分析」などのことを指す場合が多いようです。GAP では、「リスク分析」という言葉は誤解を招きやすいので注意して下さい。

また、「リスクコミュニケーション」という言葉は、やはり企業や行政などで多く用いられるものであり、農林水産省のホームページ（註2）では「リスク分析の全過程において、

関係者の間で情報と意見を相互に交換することをいう」としています。GAP では、GAP 規準とその実践ガイドを基に農業現場で行われる「リスク評価」、「リスク検討」と「目揃え」のことであると理解すれば良いかと思えます。このような現場の「目揃え会」で出される問題点や課題などの情報を共有していくことも重要な活動になります。

註1 : http://www.fagap.or.jp/gap/image/code_pubcom.pdf

註2 : http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/sop/pdf/risk_tejunsyo.pdf
(規範委員会)

《日本生産者 GAP 協会利用会員からの質問》

【質問】 イギリス農家が GLOBALGAP 認証を止めてしまったのはなぜ？

GLOBALGAP の年次報告書 (ANNUAL REPORT October2010 年発行) をみますと、イギリスの認証農家 (Certified producers) がわずか 50 人になっています。2009 年の年次報告書と比べますと 1900 人近く減少しています。このことは、2009 年の「イングランド版適正農業規範」と関係があるのでしょうか。減少の理由をご存知でしたら教えていただけませんか。宜しくお願い致します。

【回答】

GAP に関するお問合せ有難うございました。イギリスの GLOBALGAP 認証農家数について、判る範囲でお答えします。

改めて FOOD PLUS 社 (GLOBALGAP 事務局) の年次報告を調べてみましたら、イギリスにおける認証農家数は、2008 年が 79 農家、2009 年が 1745 農家、2010 年が 50 農家でした。2009 年だけが突出していますが、この変化の具体的な理由は良く調査してみないと分かりません。ただ、これらの数値から言えることは、イギリスの農業生産者は、ほとんど GLOBALGAP 認証を取得していないということです。

まずは、なぜイギリスの農家が GLOBALGAP の認証を受けないかということ、このデータ全体を眺めながら考えてみます。

認証農家が多い国としては、スペインが 20,833 農家で 1 位、2 位はイタリアで 18,353 農家、3 位はギリシャで 11,193 農家、4 位はドイツ 8,571 農家、5 位はオランダ 5,510 農家で、その他ははるかに少ない農家数です。このベスト 5 の国の中にも大きな違いがあります。スペインが前年より 4,335 農家の増加、イタリアが前年より 1,431 農家の増加で、1 位と 2 位であり、他の国を圧倒的に引き離しています。反対に、3 位、4 位、5 位の 3 カ国は前年度より減少しています。ギリシャは 917 農家の減少、ドイツが 300 農家の減少、オランダが 71 農家の減少です。

その他の国の認証農家の増加と減少を概観してみますと、北ヨーロッパは減少し、南ヨーロッパで増加し、特に増加傾向はスペインとイタリアで顕著です。この 2 カ国だけで GLOBALGAP 認証を取得している農家数が 39,486 農家ですから、世界中の認証農家数 102,533 の約 4 割 (38.5%) 近くを占めています。増加した認証農家数でみると、2 カ国合計で 5,786 農家ですから、全世界の GLOBALGAP 認証の純増加数 8,053 農家の実に 7



割強（71.8%）にもなっています。この2カ国は GLOBALGAP（旧 EUREPGAP）認証制度を開始するに当たって、1998年に最初に実証試験を行った国でもあります。EUREP（欧州小売業団体）ならびに GAP 認証を運営する FOOD PLUS 社が、認証を取らせたかった地域（国）であることが推測できます。

GLOBALGAP 認証制度は、もともとイギリスのスーパーマーケットが働きかけて、欧州のスーパーなどの小売業が組織した EUREP という団体が運営しているものです。その多くの小売業は、以前から自社の認証規準を農産物の取引規準にしていました。しかし、自社の店舗がない外国から輸入する農産物については、自社認証のためのコストがかかり過ぎるという問題があり、1997年に共通の農家認証制度を導入することになりました。また、小規模のスーパーなどは、自社認証では商品が集まらないという問題もありました。いずれにしても、外国産の農産物に関しては、農家との契約や自社認証が難しかったということです。ちなみに、EUREPGAP 認証の第一号農場が誕生したのは2001年です。

このような事情から、認証農家の数は北ヨーロッパに少なく、南ヨーロッパに多くなっています。GLOBALGAP の報告書を見ても、中央ヨーロッパや中東諸国、アフリカ、アジア、中南米などでは、認証農家数が徐々に増加しています。

このような中で、アジアのタイ国では、923 認証農場から 595 農場へとかなりの農場（328 農場）が減少しています。推測ですが、タイ国にはイギリス最大のスーパーマーケットの「テスコ」が進出して、出店数を増やしています。イギリス国内最大のスーパーであるテスコでは、棚に並んだ青果物の約8割は、自社で運営している「ネイチャーズ・チョイス」という農場認証制度によるものであり、GLOBALGAP 認証は2割弱だということです。タイ国の農業関係者からの情報によれば、テスコに農産物を販売するためには「ネイチャーズ・チョイス」認証を取得しなければならないということです。

イギリスとタイ国の「テスコ情報」から、テスコに販売しようとする農家は、GLOBALGAP 認証を取得する意味が薄れていることが判ります。イギリスにおいては、中流クラスのテスコはもちろん、最上級クラスのウエイトローズ、上級クラスのマークスアンドスペンサーやセインズベリーなどに販売する農家は、それぞれのスーパーが求める高いレベルの認証に取り組んでいるため、GLOBALGAP 認証を取得する必要がなくなっているということのようです。上記の説明の正確さを判断するためには、テスコなどのスーパーマーケットが出店している地域とそうではない地域との違いを数値で確認すると良いかもしれません。

また、「2009年の『イングランド版適正農業規範』と関係があるのでしょうか」という質問には、別の意味で、関係がないとお答えしておきます。なぜなら、EU加盟各国が政策として実施している環境保全を中心とする「適正農業規範（Code of Good Agricultural Practice）」と、スーパーマーケットが農産物の仕入条件としている安全性を中心とする「農家認証（Farm Assurance）」とは、なんの関係もない別物だからです。

農家から見れば、GAPは「農家としての当たり前の行為」であり、Farm Assuranceは、農産物をスーパーに売るためのものです。イギリスの環境・食料・農村地域省（DEFRA）の担当者がこのように言っています。『GAP（適正農業管理）により農業が経済的外部効果を生み出しているのに、現在のマーケットでは、この良い効果に対して金銭的な評価をしない。だから GAP を実践している農家には、その分の経費支払いを政府が税金により

行っているのです。農家の食料生産への補助金（直接支払い）は、国民が自らの食を確保し、豊かな環境で快適に暮らすための選択であり、農家のためではありません』と。

農業のあるべき姿としての適正農業管理 GAP（Good Agricultural Practice）とスーパーが仕入先の農家を選定するための農家認証 FA（Farm Assurance）とが異なること、FAには、自社認証制度とその他の団体認証制度があることを紹介しましたが、2009年だけ突出して（少数ではありますが）イギリスの農家が GLOBALGAP 認証を受けたかは専門的な調査をしてみなければ分かりません。

（株）AGIC 代表 田上隆一

《理事会・委員会便り》

2月にバーチャル理事会が開催され、当協会の会計処理についての規則案が承認されました。また、各委員会等で、今後の出版計画や4月末のシンポジウムの詳細、夏季セミナーの企画案等が検討されました。

なお、夏季セミナーは8月の後半に予定されています。詳細は、次号に掲載いたします。



（事務局）

『読者の皆様へ』

欧州の代表的な「GAP 規範」と言われている「イングランド版適正農業規範」の日本語翻訳本、『日本適正農業規範（未定稿）』、GAP シンポジウムの資料集について、日本生産者 GAP 協会のシンポジウム事務局に余部があります。シンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1冊 1,500 円）でお分けしております。

- シンポジウム講演資料集「欧州の適正農業規範に学ぶ」
- イングランド版「適正農業規範」－私達の水・土壌・大気の保護－
－農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範－ 山田正美 訳
欧州における「適正農業規範」を理解し、日本のあり方の指針になるものです。
- シンポジウム講演資料集「日本適正農業規範（未定稿）」の概要と検討
- 『日本適正農業規範（未定稿）』 日本生産者 GAP 協会 GAP 規範委員会編
－環境保全、食品安全、労働安全のための適切な農業実践の規範－
『日本適正農業規範（暫定版）』のもとになった GAP 規範で、残部も少なくなっていますので、この機会に「未定稿」も是非ご購入下さい。

事務局（☎：029-856-1201）までお申し込み、お問い合わせ下さい。

発行：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

（出版委員会）

【編集後記】

いよいよ「日本 GAP 規範」が世に出ることになった。パブコメ募集のための郵便とメールを 2,000 通以上出し、パブリックコメントを募集した。

これまでの GAP シンポジウムの参加者は勿論のこと、国・県等の行政機関や大学・農業大学校、都道府県の GAP や環境の担当部署などに要請文を郵送し、また、主だった農協や生産組合、農事組合法人や農業団体などにメールで発信をした。さらに、パブコメ版の「日本 GAP 規範」を見ることのできる当協会のホームページは、たくさんの方々に紹介させていただいた。

当協会に寄せられた多くの意見は、「大変有難く、是非参考にさせていただきたい」というものであり、協会の一員としては身の引き締まる思いがする。中には、「民間の活動では限界がある」という厳しいご意見もいただいたが、「民間でこそ出来ることもある」との思いから、なお一層、優れた日本農業を振興するため、日本の美しい環境を守るため、日本の農家と消費者・生活者の健康を守るために、微力を尽くしていきたい。

昨年秋の GAP シンポジウムで検討していただいた「日本 GAP 規範」の未定稿では、イングランド版 GAP 規範とほぼ同じ 600 項目近くにもなったが、その後の検討過程で項目数を半減させ、約 300 項目に絞り込んだ。この過程で多くの方々にご協力いただいた。その内、14 名の方々は、「協力者」として規範の最後にお名前を出させていただいたが、名前を遠慮された方々にもそのご協力に感謝をしたい。中には、規範委員以上に尽力していただいた方もあり、GAP 規範の根幹に係る貴重なご意見も多数いただいたことを付しておきたい。

「日本 GAP 規範」を世に出すことで、大きな山は越えたが、これからこの規範を活用するための物差しである「GAP 規準」を作らなければならない。これは、現在、規準委員会の方で検討していただいている。これに加えて、GAP 規範を現場で使うための「GAP 実践ガイド」を作っていかなければならない。大きな山は次々と現れ、やらなければならないことはまだまだ多い。今後とも、多くの方々にご協力を頂かねばならない。

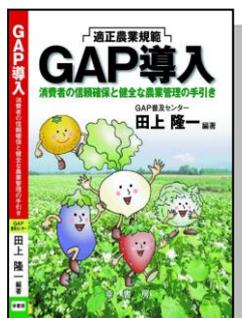
「日本 GAP 規範」の項目には専門用語もかなりあり、判りにくい部分はさらに易しくしていかないと行かない。これには、「GAP 用語解説集」が必要であるが、これも日本の農業現場にあった用語解説にしていく必要があり、皆さんが手軽に使えるよう、ホームページを更に充実させていきたい。

「日本 GAP 規範」と「日本 GAP 規準」が、多くの方々に活用され、版が重ねられることを夢見ている。これまでご支援をいただいた多くの方々に感謝するとともに、今後とも更なるご支援をいただきたい。
(食讚人)

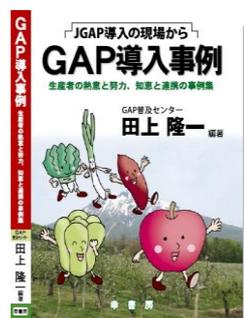
【目指す GAP の理念】適切な農業管理（GAP）は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。
GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会慣行・気候風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本適正農業規範」（Japanese Code of Good Agricultural Practices）とそれを評価する物差しである「日本適正農業規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築し、日本における GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価（本体 1,900 円＋税）

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



2009年冬刊



2009年夏刊

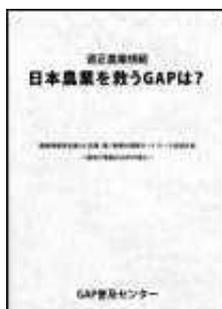
《GAP シンポジウム資料集》 定価（本体 1,500 円税込）

「日本農業を救う GAP は」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

「GAP 導入とそのあり方」

「日本適正農業規範の概要と検討」



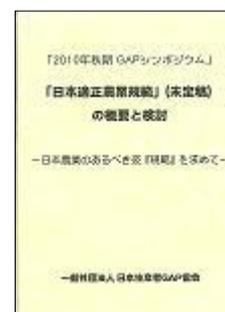
2009年冬刊



2009年夏刊



2010年4月刊



2010年10月刊

『イングランド版適性農業規範』
定価（本体 1,500 円税込）



2010年4月刊

『日本適性農業規範』(未定稿)
定価（本体 1,500 円税込）



2010年10月刊

『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1月 3月 5月 7月 9月 11月の隔月に発行します。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の
正会員・利用会員・賛助会員の皆様には無料で配信されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1口 30,000 円（1口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを提供しております。

《会員の皆様の自由投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「農産物の安全性を確保して消費者を守り、持続的農業生産により自然環境を保全し、併せて生産者自身の健康を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会の各委員会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催する実行委員会を担うとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っていきます。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 (株)AGIC 内

☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024

E-mail：mj@fagap.or.jp URL：<http://www.fagap.or.jp/>

《株式会社 AGIC（エージック）の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員などへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。「GAP についてのお問合せ」、「GAP 指導者養成講座」のお申込みは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024

E-mail：office@agic.ne.jp URL：<http://www.agic.ne.jp/>